

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―ブチル―一―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>五～二十三 （略）</p> <p>二十四 二―（四―エトキシベンジル）―五―ニトロ―一―（二―（ピロリジン―一―イル）エチル）ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>二十五～三十九 （略）</p> <p>四十 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―二―（四―エトキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>四十一 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―ニトロ―二―（四―プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>四十二～百十七 （略）</p> <p>百十八 二―（メチルアミノ）―一―（三―メチルフェニル）プロパン―一―オン及びその塩類</p> <p>百十九～百三十 （略）</p> <p>百三十一 四―メチル―一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類</p> <p>百三十二 一―（二―メチル―四―（三―フェニルプロパ―二―エン―一―イル）ピペラジン―一―イル）ブタン―一―オン及びその塩類</p>	<p>（麻薬）</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>四～二十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十三～三十七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三十八～百十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>百十四～百二十五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

百三十三
百五十七
(略)

百二十六
百五十
(略)